

「松井文書」写真帳仮目録の作成

小宮木代良

一九九五年一月、以前本所から採訪・撮影していた熊本藩家老松井家の文書六千二百点余分の史料写真の目録を作成しあるとともに、写真帳（請求番号六一七一・九四一三六）の公開を開始した。以下に、その経緯と、松井文書の特色、及び、目録を電算データベースを用いて作成・打ち出しを行った過程で気付いた点及び感じたことを報告する。

1 作成の経緯

史料編纂所による松井文書の本格的な採訪と撮影は、一九六六年から七〇年にかけて、熊本県八代市の松井明之氏宅に御所蔵の分について行われている。当時の経緯については、所報二号・四号・五号に詳しいが、それによると、その以前一九二八年と一九六二年にも一部又は概況の調査が行われているが、マイクロ写真による撮影を試みたのは、この時からであった。その結果、史料数六千二百点余分の写真が、写真帳百冊分（一冊一二〇頁～一五〇頁）にまとめられることとなった。そして、『大日本近世史料 細川家史料』の編纂のための参考史料等に利用された後、調査関係者のひとりである加藤秀幸の指示により、一九八七年から、小宮及び協力者渡辺江美子が、この写真帳の一点毎の細目録作成を始めた。

その後、一九九一年までに目録下書きを完成し、翌年から電算機の桐

データベースに入力し、おおよその形ができるのが一九九四年秋である。打ち出した冊順の基本目録と、史料名漢字順目録の二冊をそろえて実際に公開閲覧を開始したのは、一九九五年一月からになった。この間に松井文書の所蔵者は、財団法人松井文庫（一九八五年設立）となっている。

2 仮目録の編成

仮目録編成の基準は以下の通りである。

1. 総記

『仮目録』であるので、今後の訂正・改正を前提とする。以下の基準も、利用者等からの指摘を待って、改善を重ねていくことが望ましい。原データファイルを、データベースソフト『桐』に収めたのは、こうして訂正・改正の継続を可能なものとするためである。項目としては、A. 写真帳番号、B. 頁数、C. 文書名、D. 宛所、E. 年月日、F. 形態、G. 内容・備考、の七項目とした。それぞれの基準について再検討の余地が存在するが、当面は、早期の閲覧開始を優先し、利用がはかられる中で問題点を整理していくこととしたい。

2. 文書名について
差出者或は作成者名について、原則として文書名の冒頭に付す。

- a. 実名が判明すれば、名字プラス実名で表記する。判明しない場合は、史料に表現されたものを採る。

b. 「長岡」や「松平」等の称号付与（長岡・松平等）のある場合、人物が特定できた場合には名字はもとのもの（松井・米田・黒田・鍋島等）で表記する。

c. ただし、誰某以下連署奉書（細川家家臣等）の時は、史料表現の通りとする。

3. 宛所について

原則として、殿付・様付を省いた以外は、史料表記の通りとした。

4. 年月日

下四桁が月日を、上四桁が年（西暦）を表す。例えば、寛永九年一二月一〇日は、1632年12月10日となる。なお、閏月は、月数に12を加えた数であらわした。閏七月一五日は、1915である。年次比定によつて明らかになつたものは、つとめて年まで入力したが、全体の四分の一にすぎない。年次は、利用の過程で分かり次第補足していくのが望ましい。

5. 形態について

写真のみによる仮目録作成のため、不十分な点が多い。利用にあたつては留意を要する。

6. 内容・備考

目録を取りながら、分担して作成にあたつた加藤・小宮・渡辺のそれぞれの判断で記入した。したがつて、その内容は、後述、松本浩一氏の分類に従えば、①史料に出て来る重要語、②史料全体あるいは一部に現われる話のタイプやモチーフ、③史料全体あるいは一部が既述している事物、事象を示す言葉、④その事物、事象について記述している内容を示す言葉、⑤史料の全体あるいは一部が表現していること、たとえばあ

る事柄と事柄の関係など、を踏まえて統一性をはからうとしたものではない。したがつて、利用には注意を要する。

以上の仮目録作成の最大の特徴でありかつ限界を示すのは、目録の作成者自身は史料現物を確認できず、形態も含め全て写真によって行つたという点である。このこと自体、写真撮影以来の経緯の反映であるが、こうした作業手順 자체は、一面では目録作成を日常的に継続することを容易にするというメリットもあつた。また、データを並べかえて打ち出したことにより、分業の過程で見落としていたものが明らかになつた部分もあるが、次回の訂正を期すこととし、今回は可及的すみやかな公開を優先した。

3 文書の内容の特色

松井氏は、細川家の所謂三家老の筆頭であり、かつ正保三年よりは、八代城代であった。当該文書は、明治以降も八代城外松崎の別邸に所在していたもので、松井氏の家文書としての性格が強い。写真撮影されている部分は、近世初期の松井家当主（松井康之・同興長・同寄之）宛の細川氏や細川家家臣からの書状類を中心とするものである。ここに主な差し出し者別の点数の概数を示すと、細川忠興（三三〇通余）、同忠利（約一〇〇〇通）、同光尚（四〇〇通余）、松井興長（二五〇通余）、同寄之（約一九〇通）、細川家臣連署（七〇〇余通等）となる。また、これ以外に慶長から寛文にかけての隣接諸藩を中心とした大名家家臣からの連署状や、幕府年寄や老中の連署状も多数含まれる。これ以外の時期では、松井直之（氏之）書状八〇通余、細川綱利（一四〇通余等）が目立つが、やはり、近世成立期のものが多くを占めている。（以上の通数は、現目録で人物が確定できているものに限つている。したがつて実際はもう少し多くのものになる。）

したがって、近世初期の細川藩内部の意志・命令伝達等の動向、及び他藩との交渉、あるいは幕府と細川藩の関係を一次史料として知ることができる。細川家史料と合わせて分析することにより、当時の政治・社会情勢等の理解を、より立体的なものにすることができるだろう。

4 電算データベース桐による目録作成

電算データベース化（桐による）の最大の利点は、並べ替え、特定語彙の抽出等がカード等の場合に比べて容易になった点にある。

写真帳への整序順に入力した目録を、文書名の漢字音読順に並べ替えた結果、文書名は、文書発給者名から始めるようにしていたので、結果として、発給者名順の目録がもう一冊できることとなった。年次まで明らかになつたものは、その年次順の並べ替えも行つたので、人名別年次順の文書一覧ができたことになる。これは、データベースのメリットといえるだろう。

また、宛所は、原則として史料上の表記通りとしたため、書札礼上の宛名の変遷を分析することが容易となつた。これについては、後日分析結果を提示したい。

さらに、形態についてメリットを生かしたいが、写真のみで現物を確認していないため分析結果には不安なしとしない。今後の校訂も含めて利用に至るには再検討を要する。

そして、内容・備考については、関心のあるキーワードすなわち「走り（検索結果二四件）」とか「普請（同一四七件）」・「長崎（同四六件）」・「有馬（同七一件）」・「借米（同六件）」等で検索することにより、ある程度まとまつた数の史料の所在を確認することが可能である。だが、「編成の基準」でも述べたごとく、この内容・備考欄は、同一人が全てを一貫した基準で選択・記述したキーワードによるのではなく、複

数の分業により、しかも作成の数年間の間に、松井文書自体と対話しつつ変化している問題関心を反映しながら作られていったものである。したがって、データ抽出による結果は、松井文書全体の内容を反映した定量的なものではなく、かなり限界性のある定性的なものにしかすぎない。また、作成した本人以外の第3者にとって最大の関心事項が文書内容に大量に含まれていたとしても、データベースに必ず拾われているとの保証は全くないのである。

最後に、本所出版物の『大日本近世史料 細川家史料』の編纂参考史料としての利用について付言すると、データベース化により、これまで未発見の細川光尚宛細川忠利書状写五通（寛永十四年十一月二十六日付・同年十二月二十四日付・同年十一月二十八日付・同十五年一月四日付・同年一月六日付）を確認することができた。この五通は、一九九五年度刊行の『細川家史料十五』に、さらに松井文書中から確認した稻葉正利関係史料一点とともに収載した。

むすび—データベース化の問題点

このような、史料目録データベースの作成にともなう問題点について、付言しておく。問題点は大きくふたつに分けられる。第一は、歴史研究者の主体性の問題と、「データベースの共有」が両立するかどうかという原則的な問題、第二は、現実的な問題として、いわゆるコストパフォーマンスの問題である。

第一の問題に関して、すでに図書館学の立場から、松本浩一氏のいくつかの提言がある（「歴史史料の主題索引について一筆記小説史料『夷堅志』の主題索引の試み」—『書誌索引展望』18巻1号、1994。および「歴史研究者のデータベース」—『人文学と情報処理』No.7 「歴史研究と情報処理」、1995。）史料索引のデータベース作成に際して主題の範囲を

らかじめ設定することの、歴史学における困難さは、研究者が史料を解釈しデータを抽出する過程が、きわめてその研究者自身の個人的領域を反映したものであることを考えれば、明白であろう。松本氏は、科学技術系分野とことなる歴史学のそうした性格を正当に理解し、かつ前提とした上で、なおかつ、キーワードの整理・統制、さらにはシソーラス作成を、データベースの今後の相互利用にとって必要な課題とし、現状を乗り越えるための模索を試みられている。しかし、松本氏自身認められているように、史料批判の過程で、すでにその研究者の歴史観や研究目的がはいりこんでいる以上、そこから抽出されたキーワードや切り取られたデータを、その研究者個人の利用のみにとどめずに、共有のものとするに際しては、その前に、そのことについての自覚的な限界性及び危険性への認識が必要であると思われる。第一次史料（全文テキスト・データベース）そのものの共有はあっても、研究者個々の研究目的・歴史観や、その反映としての用語への理解のデータベース上での厳密な共有はありえないと考える。無論、議論を進めるための概念の共有への努力は必要であるが、データベース上の安易なキーワード化は、むしろ、共有ではなく、一方的な押しつけになる危険性もはらんでいる。

無論、一度入力したデータベースの機械的情報処理上のメリットに関しては、記述したごとく多くのものがあり、それまで否定する意図はない。だが、「データベースの共有」という言葉が、松本氏が使っているような今後多くの試行錯誤を繰り返しつつ問題解決と妥協点を見出すべき理想を表すことばとしてではなく、それを飛びこえてすぐにでも実行可能なものであるかのようなスローガンとして使われるのには抵抗がある。少なくとも、歴史学の側で、歴史学の本質に関わる問題としての主体的な論議が必要であると思われる。

第一の問題の部分は、とくに近世史料の目録データベース化の場合に

おいて著しい。コスト・パフォーマンスについては松本氏が、中世史の永村真氏の指摘を引用しているが、個々の研究者に必要なものを「選択的」にデータベース化せざるを得ないのが現状である。本目録を入力した経験から率直に感想を述べると、入力に要した労力と、今後、このデータベースから得られるであろう成果が果たして釣り合うのかどうか不安である。活字化された史料の全文テキスト入力の場合は、OCR機器の進化により、かなり入力作業が省力化されていく可能性があるが、ここで問題にしている目録データベースにおいては、すでに活字化された目録 자체が近世史料全体から見れば、微々たるものである。目録化の可能性が議論されている中世史研究との状況の違いの例を示せば、本目録に入力した六千二百件のデータ数のみを見ると、確認されている九州地方の鎌倉・南北朝期の文書数約一万二千八百通（瀬野精一郎編『九州地方中世編年文書目録』鎌倉時代篇及び南北朝時代篇、吉川弘文館、1974）の約半分にあたる。松井文書の近世幕藩政治史研究における重要性については、内容の解説で述べた通りであるが、それと同様的重要性を持つ未整理の史料群は、九州地域だけをとってみても大量に存在し、ほとんどの場合体系的な写真撮影等も完成されていない。むしろ、データベース化以前に行うべき仕事の方が、近世史の場合多く残されている。

以上、入力作業をしながら感じたことを踏まえ、二つの観点から史料目録データベースの問題を述べた。もちろん道具としての電算データベース利用の便利さを全否定するつもりはない。また、近世史料調査において、今後も重要な手段であり続けるであろう撮影による史料収集結果の整理・利用方法の検討も今後の課題であり、データベース利用も、その可能性のひとつとして位置付けられる。しかし、その前に他にやるべきことは、まだまだたくさん積み残されているというのが正直な感想である。